

I 循環式浴槽を使用している場合（昇温・追い炊き循環を含む）

静岡市公衆浴場法施行条例

項目	作業内容
<p>原湯、原水等の水質検査 (水道水以外を使用する場合)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1年に1回以上 ・ 6項目 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 色度[※]：5度以下 濁度[※]：2度以下 pH値[※]：5.8以上8.6以下 有機物等（過マンガノ酸カリウム消費量[※]）：10mg/L以下 大腸菌群：50mL中に検出されないこと レジオネラ属菌：検出されないこと（10cfu未満/100mL） </div> ・ 結果は脱衣室等の見やすい場所に掲示し、保健所に報告 ・ 水質検査の結果の記録は、検査の日から3年間保存 <p>※温泉水、井戸水、又は医薬品等を原料とした薬湯を使用する場合で基準により難く、衛生上危害を生ずるおそれがない場合は、検査項目のうち※項目については、適用除外あり</p>
<p>浴槽水の水質検査</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1年に2回以上 ・ 4項目 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 濁度[※]：5度以下 有機物等（過マンガノ酸カリウム消費量[※]）：25mg/L以下 大腸菌群：1個/mL以下 レジオネラ属菌：検出されないこと（10cfu未満/100mL） </div> ・ 結果は脱衣室等の見やすい場所に掲示し、保健所に報告 ・ 水質検査の結果の記録は、検査の日から3年間保存 <p>※温泉水、井戸水、又は医薬品等を原料とした薬湯を使用する場合で基準により難く、衛生上危害を生ずるおそれがない場合は、検査項目のうち※項目については、適用除外あり</p> <p>（気泡発生装置等を使用する場合又は微小な水粒の発生が考えられる場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2月に1回以上レジオネラ属菌の水質検査 <p>ただし、ろ過器を設置していない浴槽、けいそう土ろ過器を使用し毎日完全換水している浴槽の浴槽水は除く</p>
<p>貯湯槽</p>	<p>清掃と消毒： 1年に1回以上</p> <p>温度保持：（ア） 通常の使用状態 60℃以上 （イ） 最大の使用状態 55℃以上</p> <p>ただし、温度保持できない場合は、年1回以上貯湯槽内原湯水質検査(6項目)と検査結果に応じて清掃と消毒</p> <p>消毒： 遊離残留塩素濃度が50～100mg/L以下の塩素水を貯湯槽内壁に噴霧する方法</p>
<p>浴槽</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 十分にろ過した温水、水、原湯、原水を供給することにより、常に満水に保つ ・ 1週間に1回以上の完全換水と清掃 <p>※ろ過器を使用していない循環式浴槽は、毎日、完全換水と清掃</p>
<p>浴槽水</p>	<p>消毒： ①塩素系薬剤を投入する方法</p> <p>遊離残留塩素濃度は0.2mg/L以上（濃度測定は、1日2回以上行うことが望ましい）</p> <p>（気泡発生装置等を使用する場合）遊離残留塩素濃度は0.3mg/L以上</p> <p>②モノクロラミンを投入する方法</p> <p>モノクロラミン濃度は3mg/L以上</p>
<p>ろ過器</p>	<p>洗浄と消毒： 1週間に1回以上</p> <p>洗浄： 逆洗浄その他の適切な方法により汚れを除去</p> <p>消毒： 次のいずれかの方法で消毒する</p> <ol style="list-style-type: none"> ①遊離残留塩素濃度が5～10mg/L以下の塩素水を注入する方法 ②浴槽水に塩素系薬剤を投入することにより浴槽水の遊離残留塩素濃度を10～50mg/Lとし、2時間以上循環させた後、中和処理して排出する方法 ③浴槽水の温度を60℃以上に維持した状態で1時間以上循環させた後、当該浴槽水を排出する方法 ④浴槽水の温度を65℃以上に維持した状態で30分以上循環させた後、当該浴槽水を排出する方法 ⑤過酸化水素により処理する方法 ⑥二酸化塩素処理による方法 ⑦過炭酸ナトリウムにより処理する方法 <p>（気泡発生装置等を使用する場合又は微小な水粒の発生が考えられる場合）</p> <p>洗浄と消毒： 毎日</p> <p>洗浄： 逆洗浄その他の適切な方法により汚れを除去</p> <p>消毒： 遊離残留塩素濃度が5～10mg/Lの塩素水を注入して消毒</p> <p>ただし、けいそう土式ろ過器で、浴槽水を毎日完全に換水している浴槽は除く</p>
<p>集毛器</p>	<p>清掃と消毒： 毎日</p>

Ⅱ 非循環式浴槽を使用している場合

静岡市公衆浴場法施行条例

項目	作業内容
原湯、原水等の 水質検査 (水道水以外を使用する場合)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1年に1回以上 ・ 6項目 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> 色度[※]：5度以下 濁度[※]：2度以下 pH値[※]：5.8以上8.6以下 有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）[※]：10mg/L以下 大腸菌群：50mL中に検出されないこと レジオネラ属菌：検出されないこと（10cfu未満/100mL） </div> ・ 結果は脱衣室等の見やすい場所に掲示し、保健所に報告 ・ 水質検査の結果の記録は、検査の日から3年間保存 <p><small>※温泉水、井戸水、又は医薬品等を原料とした薬湯を使用する場合で基準により難しく、衛生上危害を生ずるおそれがない場合は、検査項目のうち※項目については、適用除外あり</small></p>
浴槽水の水質検査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1年に1回以上 ・ 4項目 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> 濁度[※]：5度以下 有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）[※]：25mg/L以下 大腸菌群：1個/mL以下 レジオネラ属菌：検出されないこと（10cfu未満/100mL） </div> ・ 結果は脱衣室等の見やすい場所に掲示し、保健所に報告 ・ 水質検査の結果の記録は、検査の日から3年間保存 <p><small>※温泉水、井戸水、又は医薬品等を原料とした薬湯を使用する場合で基準により難しく、衛生上危害を生ずるおそれがない場合は、検査項目のうち※項目については、適用除外あり</small></p>
貯湯槽	<p>清掃と消毒：1年に1回以上</p> <p>温度保持：（ア） 通常の使用状態 60℃以上 （イ） 最大の使用状態 55℃以上</p> <p>ただし、温度保持できない場合は、年1回以上貯湯槽内原湯水質検査(6項目)と検査結果に応じて清掃と消毒</p> <p>消毒：遊離残留塩素濃度が50～100mg/L以下の塩素水を貯湯槽内壁に噴霧する方法</p>
浴槽	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原湯、原水を供給することにより、常に満水に保つ ・ 毎日の完全換水と清掃
打たせ湯、シャワー	<ul style="list-style-type: none"> ・ 循環している温水、水は使用しない
注意の掲示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 脱衣室等の見やすい場所に、入浴上の注意を掲示する
浴槽水の排出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浴槽水を河川又は湖沼に排出する場合は、環境保全のための必要な処理を行う
管理計画書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 衛生管理を自主的に行うため、衛生管理に係る計画書を保健所に提出する ・ 計画書の写しは、3年間保存する
点検表	<ul style="list-style-type: none"> ・ 点検表を作成し、脱衣室等の見やすい場所に掲示する ・ 点検表は、点検の日から3年間保存する
衛生管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 衛生管理を行うための責任者を定める

担当：

静岡市保健所 生活衛生課 生活衛生担当
 〒420-0846 静岡市葵区城東町24番1号
 TEL 054-249-3156 fax 054-209-0540